

芦屋市指定文化財指定 根拠法令等抜粋

芦屋市文化財保護条例（平成元年4月1日 条例第7号）

（指定）

第5条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち、国又は県の指定を受けた文化財を除き、本市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該文化財の所有者の申請によるもののほか、あらかじめ当該文化財の所有者の同意を得て行うものとする。ただし、当該文化財の所有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定により市指定文化財の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者に通知しなければならない。

（審議会）

第13条 教育委員会に芦屋市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市指定文化財の指定及びその指定の解除その他文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

芦屋市文化財保護条例施行規則（平成元年5月1日 教育委員会規則第5号）

（指定の種別）

第3条 市指定文化財の指定は、文化財保護法（以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる種別により行う。

- (1) 芦屋市指定有形文化財
- (2) 芦屋市指定無形文化財
- (3) 芦屋市指定有形民俗文化財
- (4) 芦屋市指定無形民俗文化財
- (5) 芦屋市指定史跡
- (6) 芦屋市指定名勝
- (7) 芦屋市指定天然記念物
- (8) 芦屋市指定文化的景観
- (9) 芦屋市指定伝統的建造物群

（平 24 教委規則 1・一部改正）